# 結婚サポーター制度実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、秋田県が目指す「結婚・出産・子育ての希望がかなう社会の実現」に向けた取組の一助となることを目的に、秋田県内における独身男女の出会い・結婚支援に取り組む「結婚サポーター」に関し必要な事項を定める。

（連携・協力）

第２条　結婚サポーターは、秋田県、一般社団法人あきた結婚支援センター（以下「センター」という。）及び各市町村と連携・協力しながらその活動に取り組むものとする。

（活動内容）

第３条　結婚サポーターは、様々な活動をボランティアで行う。主な活動としては次のとおりとする。

(1)　地域における出会い・結婚に関する相談・助言に関すること。

(2)　センターの会員登録の促進に関すること。

(3)　地域における出会いイベント等の企画・開催・運営支援等に関すること。

(4)　出会いイベント情報の提供等に関すること。

(5)　その他県事業、センター事業及び市町村事業への協力に関すること。

（相談及び助言）

第４条　結婚サポーターは、出会いの場を希望する者やその家族等から出会い・結婚に関する相談等を受けた場合においては、適切に対応するものとする。

（会員登録の促進）

第５条　結婚サポーターは、センターのマッチング事業を紹介するとともに、会員登録の促進に協力するものとする。

（イベント等の企画・開催・運営支援等）

第６条　結婚サポーターは、出会いイベント等の企画・開催を行うよう努めるものとする。なお、イベント等の企画・開催においては、センターが定める「すこやかあきた出会い応援隊における出会いイベント等開催に関する心得」等を参考とするものとする。

２　結婚サポーターは、企業・団体等が主催する出会いイベント等が開催される場合は、そのイベント等の運営への協力や参加者のサポートを行うよう努めるものとする。

（イベント情報の提供等）

第７条　結婚サポーターは、センターが公開する出会いイベント等の開催に関する情報を、地域で広く周知するよう努めるものとする。

（報酬及び経費負担）

第８条　結婚サポーターは秋田県が目指す「結婚・出産・子育ての希望がかなう社会の実現」に向けた取組に賛同するボランティアとし、無報酬とする。また、その活動に要する経費は自己

負担とする。ただし、市町村、各市町村内に設立されているサポーターグループ、「すこやかあきた出会い応援隊」等が結婚サポーターに対する報酬や活動費の支払いを行うことは妨げない。

（守秘義務）

第９条　結婚サポーターは、その活動上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）及び秋田県個人情報保護条例（平成１２年秋田県条例第１３８号）を遵守しなければならない。

（禁止事項）

第１０条　結婚サポーターは、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1)　出会いイベント参加者や相談者から謝礼等の名目による金品を受け取ること。

(2)　個人情報の不適切な収集、漏洩、不正利用又は改ざん等を行うこと。

(3)　その他、社会的信用を損なう恐れがある等、結婚サポーターとして不適切な行為を行うこと。

２　前項の行為を行った結婚サポーターに対しては、その登録を取り消すことがある。

（結婚サポーターの募集）

第１１条　秋田県知事は、結婚サポーターとして活動することを希望する者（以下、「サポーター希望者」という。）を随時募集する。

２　サポーター希望者は、その居住する市町村を経由して、秋田県知事に「『結婚サポーター』応募用紙」（様式第１号）を提出するものとする。

（登録）

第１２条　秋田県知事は、前条第２項の規定によるサポーター希望者が、次に掲げる事項をすべて満たす者と認められる場合においては、結婚サポーターとして登録するものとする。

(1)　秋田県内に居住する２０歳以上の者であること。

(2)　次のいずれにも該当する者でないこと。

①　結婚相談、お見合い又は結婚の斡旋等を業として営む者（又は業として従事する者）であり、結婚サポーターとしての活動がその業の一環であることが明白である者

②　宗教活動や政治活動を目的とする団体に属する者

③　暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等に属する者

④　その他、秋田県知事、市町村長又はあきた結婚支援センター長が、結婚サポーターとして不適切であると判断する者

(3)　センターが実施する結婚サポーター養成セミナーを受講し、その課程を修了した者であること。なお、当該セミナーの受講については、前条第２項による応募用紙の提出があった日以降の日において、秋田県知事がセンターに対し、その者に対する当該セミナーの実施を依頼する。

(4)　結婚サポーターとして、その氏名及び居住する地域の市町村名の公表について同意する者であること。

２　秋田県知事は、結婚サポーターとして登録した者に対し、「身分証」（様式第２号）を交付する。

３　結婚サポーターとしての登録期間は、登録された日から２年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、更新は妨げない。

４　秋田県知事は、結婚サポーターとして登録した者の台帳を作成し、登録内容を記録するものとする。

（身分証）

第１３条　結婚サポーターは、その活動を行う際は、前条第２項の規定により交付された身分証を携帯し、常にその身分を明らかにしなければならない。

２　結婚サポーターは、身分証を他人へ譲渡又は貸与し、若しくはその記載内容を改ざんをしてはならない。

３　結婚サポーターは、身分証を紛失した場合においては、速やかに秋田県知事に届け出るものとする。

４ 結婚サポーターは、その活動を辞する時、又はその登録を取り消された時は、速やかに秋田県知事に身分証を返却するものとする。

（委任）

第１４条　この要領に定めるもののほか、結婚サポーターの活動に関し必要な事項については、秋田県人口戦略部男女共同参画推進課長が定める。

附　則

１　この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和４年９月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和８年４月１日から施行する。